

平成 2 9 年

赤平市議会第3回定例会会議録（第1日）

9月11日（月曜日）午前10時00分 開会
午前11時43分 散会

○議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 報告第 23号 平成28年度決算に基づく赤平市健全化判断比率の報告について
- 日程第 6 報告第 24号 平成28年度決算に基づく赤平市資金不足比率の報告について
- 日程第 7 報告第 25号 専決処分の報告について
- 日程第 8 報告第 26号 専決処分の報告について
- 日程第 9 報告第 27号 専決処分の報告について
- 日程第10 報告第 28号 専決処分の報告について
- 日程第11 議案第234号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度赤平市一般会計補正予算）
- 日程第12 議案第235号 赤平市コミュニティセンター条例の一部改正について
- 日程第13 議案第236号 赤平市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について

- 日程第14 議案第237号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第15 議案第242号 平成28年度赤平市一般会計決算認定について
- 日程第16 議案第243号 平成28年度赤平市国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第17 議案第244号 平成28年度赤平市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第18 議案第245号 平成28年度赤平市土地造成事業特別会計決算認定について
- 日程第19 議案第246号 平成28年度赤平市下水道事業特別会計決算認定について
- 日程第20 議案第247号 平成28年度赤平市霊園特別会計決算認定について
- 日程第21 議案第248号 平成28年度赤平市用地取得特別会計決算認定について
- 日程第22 議案第249号 平成28年度赤平市介護サービス事業特別会計決算認定について
- 日程第23 議案第250号 平成28年度赤平市介護保険特別会計決算認定について
- 日程第24 議案第251号 平成28年度赤平市水道事業会計剰余金の処分及

- び決算認定について
- 日程第 2 5 議案第 2 5 2 号 平成 2 8 年度赤平市病院事業会計決算認定について
- 日程第 2 6 議案第 2 5 3 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 7 議案第 2 5 4 号 赤平市固定資産評価審査委員会委員の選任について

めの番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について

- 日程第 1 4 議案第 2 3 7 号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について
- 日程第 1 5 議案第 2 4 2 号 平成 2 8 年度赤平市一般会計決算認定について
- 日程第 1 6 議案第 2 4 3 号 平成 2 8 年度赤平市国民健康保険特別会計決算認定について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 報告第 2 3 号 平成 2 8 年度決算に基づく赤平市健全化判断比率の報告について
- 日程第 6 報告第 2 4 号 平成 2 8 年度決算に基づく赤平市資金不足比率の報告について
- 日程第 7 報告第 2 5 号 専決処分の報告について
- 日程第 8 報告第 2 6 号 専決処分の報告について
- 日程第 9 報告第 2 7 号 専決処分の報告について
- 日程第 1 0 報告第 2 8 号 専決処分の報告について
- 日程第 1 1 議案第 2 3 4 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 9 年度赤平市一般会計補正予算）
- 日程第 1 2 議案第 2 3 5 号 赤平市コミュニティセンター条例の一部改正について
- 日程第 1 3 議案第 2 3 6 号 赤平市行政手続における特定の個人を識別するた

- 日程第 1 7 議案第 2 4 4 号 平成 2 8 年度赤平市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第 1 8 議案第 2 4 5 号 平成 2 8 年度赤平市土地造成事業特別会計決算認定について
- 日程第 1 9 議案第 2 4 6 号 平成 2 8 年度赤平市下水道事業特別会計決算認定について
- 日程第 2 0 議案第 2 4 7 号 平成 2 8 年度赤平市霊園特別会計決算認定について
- 日程第 2 1 議案第 2 4 8 号 平成 2 8 年度赤平市用地取得特別会計決算認定について
- 日程第 2 2 議案第 2 4 9 号 平成 2 8 年度赤平市介護サービス事業特別会計決算認定について
- 日程第 2 3 議案第 2 5 0 号 平成 2 8 年度赤平市介護保険特別会計決算認定について
- 日程第 2 4 議案第 2 5 1 号 平成 2 8 年度赤平市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
- 日程第 2 5 議案第 2 5 2 号 平成 2 8 年度赤平市病院事業会計決算認定につい

て
 日程第26 議案第253号 教育委員会委員
 の任命につき同意を求めること
 について

日程第27 議案第254号 赤平市固定資産
 評価審査委員会委員の選任につ
 いて

○出席議員

9名
 1番 木村 恵 君
 2番 五十嵐 美知 君
 3番 植村 真美 君
 4番 竹村 恵一 君
 5番 若山 武信 君
 6番 向井 義擴 君
 7番 伊藤 新一 君
 9番 御家瀬 遵 君
 10番 北市 勲 君

○欠席議員

1名
 8番 獅畑 輝明 君

○説明員

市長 菊島 好孝 君
 教育委員会教育長 多田 豊 君
 監査委員 早坂 忠一 君
 選挙管理委員会
 委員長 壽崎 光吉 君
 農業委員会会長 中村 英昭 君
 副市長 伊藤 嘉悦 君
 総務課長 熊谷 敦 君
 企画課長 畠山 渉 君
 財政課長 尾堂 裕之 君
 税務課長 田村 裕明 君
 市民生活課長 町田 秀一 君
 社会福祉課長 井波 雅彦 君
 介護健康推進課長 斉藤 幸英 君
 商工労政観光課長 林 伸樹 君

農政課長 野呂 道洋 君
 建設課長 高橋 雅明 君
 上下水道課長 杉本 悌志 君
 会計管理者 蒲原 英二 君
 あかびら市立病院
 事務局長 永川 郁郎 君

教育 学校教育
 委員会 課長 大橋 一 君
 " 社会教育
 課長 伊藤 寿雄 君

監査事務局長 中西 智彦 君

選挙管理委員会
 事務局長 梶 哲也 君

農業委員会
 事務局長 野呂 道洋 君

○本会議事務従事者

議会 事務局長 栗山 滋之 君
 " 総務議事
 係長 安原 敬二 君
 " 総務
 議事係 野呂 律子 君

(午前10時00分 開 会)

○議長(北市勲君) これより、平成29年赤平市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(北市勲君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、2番五十嵐議員、7番伊藤議員を指名いたします。

○議長(北市勲君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から22日までの12日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から22日までの12日間と決定いたしました。

○議長(北市勲君) 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(栗山滋之君) 報告いたします。

諸般報告第1号ですが、市長から送付を受けた事件は27件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、議長報告ですが、平成29年第2回定例会以降平成29年9月10日までの動静につきましては、記載のとおりであります。

次に、例月現金出納検査の結果ではありますが、監査委員報告書の概要を記載してあります。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況ですが、本日は獅畑議員が欠席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(北市勲君) 日程第4 市政の報告であります。

一般行政について報告を求めます。市長。

○市長(菊島好孝君) [登壇] 前定例会以降の市政の概要につきましてご報告をさせていただきます。

初めに、地域振興対策の要望行動についてでございますが、空知地域は農業従事者の高齢化に加え、農業の担い手不足などから農業地域の活力低下や農業生産構造の弱体化が進み、産炭地域では坑内掘りの炭鉱が全て姿を消すなど地域経済基盤の脆弱化が著しく進行しております。このため、空知管内の首長で構成しております空知地方総合開発期成会によりまして空知管内全体の発展に向けた広域的、管内的重要課題等を集約し、地域経済と住民生活の自立を目指す提案や要望を取りまとめまして、7月7日に北海道知事、関係機関へ、7月26、27日には各省庁並びに道内の選出国會議員に対しまして要望活動を行ったところであります。

次に、地方交付税について申し上げます。平成29年度の普通交付税につきましては、総務省は7月25日に交付決定を行い、同日に閣僚報告がされたところであります。道府県を除く全国市町村では、対前年度比0.6%の減、道内の市町村においては0.7%の減となっており、当市におきましては普通交付税決定総額として0.1%の増、交付税の振りかえ措置である臨時財政対策債を含めると0.2%の増となったところであります。主な理由といたしまして、基準財政収入額は地方消費税交付金が減額となり、基準財政需要額では算定に用いる被保護者数の増加による生活保護費の増額、平成25年度過疎対策事業債の元金償還開始による公債費の増額などにより普通交付税総額は増額となりました。今後におきましても地方自治体が担う住民の身近な行政サービスに応じた安定的な財源を確保するため、地方交付税のさらなる拡充について全国市長会等を通じて強く要請して

まいります。

次に、あかびら火まつりについて申し上げます。ことしで46回目を迎えましたあかびら火まつりは、7月15日、16日の2日間、赤平市コミュニティ広場を会場に開催いたしました。7月15日には、天候にも恵まれ、今回から焼き肉コーナーを特設巨大ビアガーデンとしてリニューアルしたほか、キャラクターショーや歌謡ショー、パフォーマンスショーなど子供から大人まで楽しめる場づくりを行い、クライマックスの火文字点火では多数の来場者が見守る中、無事ズリ山に大きな火の文字をともすことができ、大いに盛り上がったところでございます。7月16日には、日中にあいにくの雨が降りまして、市民おどりやウルトラクイズなどを中止せざるを得なく、来場者が非常に少ない状況となりましたけれども、夕方には何とか雨も上がり、全道オヤジバンドスペシャルライブでは会場が大いに盛り上がり、ビアガーデンや各出店などにもぎわいを見せたところであります。夜には、ことしも赤平市民花火大会を開催し、5,000発の花火を打ち上げ、市内外から多くのお客様にお越しいただき、大きな歓声と拍手に包まれました。入場者数につきましては、日曜日の雨の影響もあり、昨年を下回る結果となりましたが、2日間で約2万7,000人の皆様にご来場をいただいたところであります。2日間にわたり市民の皆様はもちろん、市外からも参加、ご協力いただき、花火大会につきましては皆様方からの多くの応援募金や企業の協賛、また各種チャリティーの開催など、たくさんのご寄附をいただきましたこと、改めて感謝を申し上げます。今後もより一層市民の皆さんに喜んでいただける火まつりとなるよう内容の充実を図ってまいります。

次に、エルム高原祭り、赤平市民デーについて申し上げます。エルム高原リゾートのPRと流政之氏の彫刻の認知度を高めるとともに、市民への日ごろの感謝を込めてエルム高原祭りを家族旅行村で8月5日に開催をいたしました。第3回目となりました今回は土曜日に開催し、エルム高原を利用している

キャンパーにも夜まで楽しめるイベント内容としたところであります。また、昨年同様エルム高原バルと題し、ワインとそれに合う料理を提供し、ジャズを聞きながらゆったりと1日を過ごしてもらうことをコンセプトに開催をいたしました。大感謝抽せん会やSAKIYAMAスタンプラリーを実施したほか、夜にはエルム高原ディスコナイトを開催し、会場が一気に盛り上がり、ラストには花火を打ち上げ、盛会裏に終了したところであります。家族で楽しめる内容で、多くの皆様にお越しいただき、また夏休み期間中ということでキャンプに来ていた家族連れの方などにエルム高原リゾートの魅力や流政之氏の彫刻の認知度を高めることができ、約1,100人のご来場をいただいたところであります。今後も赤平振興公社とも連携を図りながら、魅力の発信に努めてまいります。

次に、黎明の像安全平和祈願祭について申し上げます。本年は、8月10日に赤平公園、黎明の像の前において開催し、平和赤平市民会議主催により第45回黎明の像安全平和祈願祭が開催されたところであります。当日は、ご遺族など24人が参列され、炭鉱でとうとい命を失った人々や殉職者をしのび、ご冥福を祈り、平和と安全を誓ったところであります。

次に、戦没者追悼式について申し上げます。7月7日、市の主催による戦没者追悼式を交流センターみらいにおいて開催し、戦没者の遺族の方々や関係者約50人が参列し、しめやかにとり行われたところであります。

次に、社会を明るくする運動の啓蒙活動について申し上げます。7月15日、第46回あかびら火まつり会場において、第67回社会を明るくする運動として関係団体から約140人にご参加いただき、会場内でPR用のうちわやティッシュ等を配布し、啓蒙活動を行ったところであります。また、7月29日には赤平パークゴルフ場において昨年に引き続き社会を明るくする運動パークゴルフ大会が開催され、約70名の参加者が啓発用横断幕やのぼりが並ぶ中、プレーをされたところであります。

次に、まちづくり講演会の開催について申し上げます。市民のまちづくりへの参加意識やまちづくりに必要な基礎知識を高めることを目的として、7月21日、交流センターみらいにおいてまちづくり講演会を開催し、約80名の参加をいただいたところであります。今年度の講師には、お笑いコンビオクラホマの河野真也氏を講師にお招きし、「マチはヒト。ヒトを笑顔に」と題して自身が体験した各地でのまちづくりのお話や子育てに関するお話をユーモアに交えてご講演をいただいたところであります。講演会を通じまして、参加された市民の皆様、職員につきましてもこれからの赤平市のまちづくりや子育てのヒントになったと感じているところであります。今後のまちづくりに期待を寄せるところが大きいというふうにも思っております。

次に、子どもまちづくり探検隊について申し上げます。8月4日、ふるさと少年教室に参加されている小学生を対象に子どもまちづくり探検隊を実施したところであります。当日は13名が参加し、ことしは赤平の農業を学ぶため、皆菜久留直売所において収穫体験や農業施設の見学等を行い、その後赤平市が起点となり、北海道遺産にも認定されております北海幹線用水路、北海頭首工を見学し、農業用水の大切さや必要性を学び、午後からはあかびらチャレンジショップKANAYELLにおいて缶バッジをつくるなど物づくり体験をいたしました。そして、終わりには今回学び体験した感想を班ごとに市長の前で発表して終了いたしましたところであります。今後もこのような機会を通して、自分たちの住む地域への関心や愛着を子供のころから持ち続けていただけるよう努めてまいります。

次に、交通安全運動について申し上げます。7月11日から20日までの10日間にわたり、市民の皆様のご協力をいただきながら夏の交通安全運動を展開し、運動期間中には早朝の街頭啓発を初め、延べ1,541人のご参加をいただき、効果的な運動を実施いたしました。本年7月末の北海道での交通事故死亡者は75名と昨年と同じでございますが、本市におき

ましては交通事故件数が5件、負傷者が6人と昨年に比べ減少傾向となっており、8月14日時点で交通事故死ゼロ1,350日を達成いたしました。今後におきましても交通事故死ゼロ2,000日を目標に交通安全の意識と啓発に努め、より一層創意と工夫により交通事故撲滅に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、赤平市総合防災訓練について申し上げます。9月1日の防災の日を前に8月26日、文京町、若木町、豊丘町ほか近隣地区を対象といたしまして赤平中学校を会場に市職員、消防職員、消防団員を初め、赤歌警察署、陸上自衛隊、対象地区の住民の皆さんなど約80名の参加をいただき、赤平市総合防災訓練を実施いたしました。本訓練は、台風が北上中で北海道には前線を伴った低気圧が停滞し、今後も大雨が予想され、大雨特別警報が発表されるとの想定によりまして、災害対策本部の設置運営訓練のほか、住民避難訓練、避難所開設運営訓練などを実施したところであります。近年、局地的な大雨や落雷、ひょう、竜巻やダウンバーストなどの激しい突風現象による被害が各地で発生している状況から、防災体制の一層の強化を図り、万が一災害が発生した場合においても訓練の経験が被害の軽減の一助になればと考えているところであります。今後におきましても市民の生命、身体及び財産を守る防災活動について、日ごろから消防、警察、自衛隊等関係機関との連携強化を図り、災害に強い安全で安心なまちづくりに向け、積極的に取り組んでまいります。

最後に、工事の進捗状況につきましては、別添の資料のとおりでございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

以上、市政の概要につきましてご報告を申し上げますが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 次に、教育行政について報告を求めます。教育長。

○教育長（多田豊君）〔登壇〕 前定例会以降の教育行政の概要についてご報告いたします。

初めに、学校教育関係について申し上げます。最初に、中学校統合についてであります。校舎敷地の造成等整備工事につきましては、8月10日をもって完成したところでありますが、施工業者のご厚意により6月の2日間において赤平中学校1年生31名、赤平中央中学校1、2年生37名を対象に工事現場見学会を行っていただいたところです。新築校舎完成を前に工事過程等を見学することにより、自分たちの学び舎への愛着や働くことの大切さなどを感じ取っていただく意義ある事業となりました。また、新築校舎の建築主体工事につきましては6月20日に着工し、学校現場の要望を取り入れながら来年度2学期からの使用開始に向けて現在適宜工事を進めております。

次に、小学校統合についてであります。7月11日に豊里小学校、7月12日に赤間小学校、そして7月18日に茂尻小学校において小学校、幼稚園、保育所の保護者及び地域住民の方々を対象とした小学校統合に関する赤平市立小中学校適正配置計画の変更についての説明会を開催し、さまざまなご意見を伺ったところです。今後も保護者説明会等を重ねて開催し、保護者及び地域住民の方々のご意見、お考えを伺いながら平成34年4月の統合を目指し、慎重に進めてまいります。

次に、文部科学省の全国学力・学習状況調査の結果についてであります。ことしで11回目となりますこの調査は、市内全小中学校の該当学年である小学校6年生と中学校3年生を対象とした悉皆調査であり、4月18日に全国一斉に実施され、その調査結果が8月18日に文科省より公表されました。本市の調査結果については、概要及び詳細な分析はこれからはなりますが、4月の調査終了後には直ちに各小中学校での自校採点を行い、その傾向を速やかに把握し、各小中学校が学力向上への対応を行っております。今後市内の全児童生徒の学力の向上を目指した本市独自の組織である学力向上委員会により、今回文部科学省から送付された本調査の結果を受け、詳細な学力の分析を行い、赤平市学力向上プランの策

定とこれらを活用する中で子供たちの学力向上に向けた指導方法の工夫改善の取り組みを進めてまいります。学力向上プランについては、市民への周知を図ってまいります。学力の向上には学校、家庭、地域という全市民の理解と協力が必要でありますことから、未来ある赤平の子供の教育について今後とも関係各方面のご協力をお願い申し上げます。

なお、本市の調査結果の公表についてであります。一昨年文言での表現と全国平均を100として比較した全道及び赤平市全体の平均の数値を赤平市の改善策とともに公表してまいりましたが、本市の子供たちの将来に向け、公教育としての学力の必要性と同時に教育行政としての説明責任を果たす公表となるよう留意し、広報、チラシにおいてお知らせする予定であります。さらに、赤平市の子供の学力の状況をより知っていただくために、小学校2年生から中学校3年生まで本市独自に実施している標準学力検査の結果につきましても公表してまいります。どちらの公表につきましても昨年度同様、公表が点数主義偏重へ向かうことのないよう表現方法に配慮し、実際の数値での公表や市教委による学校別結果の公表については行わないことといたします。

なお、全国学力・学習状況調査に関する北海道教育委員会が作成する北海道版結果報告書への市町村別結果の掲載についてであります。本市の学力向上策は全国学力・学習状況調査のみならず、市内の小学校2年生から中学校3年生までを対象とした標準学力検査も実施しておりますので、この結果も経年的に把握、検証し、学校教育における指導に資する確かなよりどころとして活用するなど、赤平市の学力向上につきましては一定の前進が見られておりますことから昨年度同様、今年度においても本市の結果を北海道版結果報告書に掲載することが可能な段階に到達しているものと判断し、8月31日に開催された第9回教育委員会においても掲載に同意することで教育委員の理解が得られましたので、今後は効果的な公表となるよう北海道教育委員会と協議してまいります。

次に、空知教育局指導主事による学校訪問についてであります。指導主事による学校訪問は、赤平市内各小中学校において1次訪問、2次訪問、要請訪問と各訪問が行われるよう要請を行っておりますが、現在1次訪問が全て終わったところです。今後は、2次訪問及び要請訪問の要請を行い、指導主事から指導、助言をいただくことになっております。

次に、文部科学省による全国体力・運動能力、運動習慣等調査についてであります。本調査は、小学校5年生と中学校2年生を対象に悉皆調査として実施されるもので、ことしは1学期中に市内5校において実施されました。北海道においては、子供たちの体力の低下が叫ばれておりますが、本市では調査対象の学年以外の全ての児童生徒についても体力の向上とその傾向の把握が必要との観点から、同じ種目で行われる新体力テストを実施しております。既に1学期から開始しており、各小中学校の各学年で順次実施してまいりました。

次に、新年度から使用する小学校の特別の教科、道徳の教科用図書の採択についてであります。平成30年度から使用するこの教科書については、空知管内において岩見沢市を除いた9市14町の合計23市町の教育委員会で構成する北海道第5採択地区としての協議会において選定作業を行ってまいりました。その結果、7月20日、協議会において教科用図書を決定いたしました。法律の規定により協議会を構成する各市町の教育委員会の議決が条件となることから、7月31日開催の第8回教育委員会において協議を行い、提案どおり教科用図書の決定を行ったところです。

次に、中体連各種大会の結果についてであります。北空知大会では、赤平中学校の女子バレーボール部が決勝トーナメントに進出し、ソフトテニス部が男子団体戦で入賞、男子個人戦でも2組のペアが入賞し、空知大会への出場権を獲得しました。全道大会への出場では、北空知大会において赤平中学校の生徒が陸上競技の男子800メートルで1位、また赤平中央中学校の生徒が陸上競技の女子走り高跳びで大会

記録を塗りかえる活躍で1位となり、それぞれが全道大会への出場権を獲得しました。なお、全道大会では入賞に至りませんでした。一連の中体連行事において子供たちが目標に向かって努力する姿が大変感動的でありました。精いっぱい活躍する中、中体連の全日程が無事に終了したところです。

次に、文化活動についてであります。第62回空知地区吹奏楽コンクールが8月5日、岩見沢市民会館で開催され、赤平中学校吹奏楽部が25名以下で編成するC編成の部に出場し、昨年に引き続き金賞を受賞しました。残念ながら全道大会への出場権の獲得はなりませんでしたが、空知地区コンクールでの金賞受賞は15年連続となるもので、赤平中学校吹奏楽部の伝統を継承する立派な成績を残すことができました。

また、赤平中学校吹奏楽部及び赤平中央中学校合唱部は各種の地域行事にも貢献しているところですが、8月27日開催の第13回赤平市赤い羽根共同募金チャリティーにおいて赤平中学校吹奏楽部の迫力ある演奏を、そして赤平中央中学校合唱部が美しい歌声を披露した際には来場者の大きな拍手がわき上がりました。

次に、各中学校の学校祭についてであります。赤平中学校の学校祭が9月1日及び2日、赤平中央中学校の学校祭が9月2日に行われました。両校の生徒がそれぞれ仲間とともに協力し合い、生き生きと活動し、今年度をもって閉校する赤平中央中学校においては「最高で最後の学校祭」をスローガンに掲げ、活動する生徒たちの姿に感激と胸詰まる思いを覚えたところでありました。

次に、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略の施策であります。高等学校等通学費等支援事業及び学生ボランティア事業についてであります。昨年度より実施しております高等学校等通学費等支援事業につきましては、5月中旬から受け付けを開始し、その後随時受け付けを行っておりますが、8月末時点での助成件数は192件となっております。また、本年度より実施の学生ボランティア事業につきましては

は、現在江別市内の学生地域定着推進広域連携協議会加入の大学から2名、そして札幌市内の大学から2名、計4名の大学生に登録していただいております。市内の各小中学校における夏休み学習会に教職員の指導助手として学習活動の支援をしていただき、子供たちの学力の向上と大学生のキャリアアップを推進したところです。今後におきましては、放課後学習会における学習支援やクラブ活動における支援等幅広く活動していただく予定となっております、さらなる学生ボランティアの人材確保に努めてまいります。

次に、いじめ問題の対策についてであります。赤平市いじめ防止基本方針に基づき、赤平市いじめ問題対策連絡協議会等条例の規定により、主任児童委員、人権擁護委員、保護司等学識経験者、PTAの代表者、赤歌警察署、赤平市等行政機関の職員、校長会の代表者など計12名で構成、組織する赤平市いじめ問題対策連絡協議会を昨年度に設置しましたが、8月9日に今年度の第1回会議を開催いたしました。会議では、いじめ把握のためのアンケート調査の結果報告の後、赤平市のいじめ防止の取り組み状況やいじめ防止の方策等について協議、意見交換を行うとともに、各組織、団体の連携を図ることについて確認をしていただいたところです。

次に、給食センターについてであります。老朽化が著しかった蒸気回転窯2台を更新いたしました。現行の蒸気回転窯は、昭和62年に整備したもので設置後30年以上経過しており、機能の低下と故障時の部品調達が困難となってきたことから機器の更新をすることになり、このたび新しい機器の設置が完了したところです。また、7月14日には株式会社マツオ様より味つきジンギスカン発祥の地の中空知に感謝の気持ちと次世代を担う子供たちに松尾ジンギスカンを食べていただきたいという願いを込めて、赤平市に対して学校給食の食材の提供を行うという趣旨から特上ラムジンギスカン85キログラムを寄贈していただきました。給食だよりでお知らせの上、7月19日に全ての小中学校の学校給食において子供た

ちに食べていただき、赤間小学校においては社長及び市長とともに交流給食を行ったところです。

学校教育関係は以上ですが、次に社会教育関係でございます。初めに、ふるさと少年教室につきましては青少年健全育成事業として各種少年団体のリーダー養成を目的に6月10日の開講式に始まり、9月3日まで5回にわたり開催いたしました。札幌市、北見市、赤平市内において体験学習や宿泊研修、施設見学などを行い、参加した20名の小学生にとって友愛、協調、規律などを学ぶ機会となりました。

次に、8月26日、総合体育館において第48回赤平市青少年健全育成夏季スポーツ大会を開催いたしました。昨年度は、参加児童数が少なく中止となったことから、本年度は各地区育成会にアンケートを行い、その結果をもとに競技種目をキックベースボールからドッチボールとフロアカーリングに変更し、2チーム、19名に参加していただきました。

次に、青少年センターについては、補導員会議等を開催し、夏休み期間中の校外生活の決まりの周知を図るとともに、各地区育成会のご協力をいただき、火まつり会場における夜間の巡視、補導活動を実施いたしました。また、赤平神社祭でも同様の活動を行い、青少年の健全育成に努めたところです。

次に、炭鉱遺産公園関係ですが、炭鉱遺産公園ガイダンス施設工事に関しまして、7月に工事契約を行い、8月から着工し、来年3月の工事完成を予定しております。また、炭鉱遺産を保存、継承し、その価値を後世に伝えていくため、市外からの有識者を含め、8名の委員による赤平市炭鉱遺産文化財化検討委員会を7月18日に発足いたしました。今後検討委員会で協議を重ね、国からの文化財指定を目指してまいります。

また、立坑ライトアップをするための照明器具を西出興業株式会社様、丸宮建材株式会社様、株式会社川本鉄工所様の3社から寄贈いただき、9月2日のTANtanまつりにおいて点灯セレモニーを行ったところでございますが、以降毎週末の土曜、日曜日のほか、各種イベント時の夜間にまちのシンボ

ルとして点灯してまいります。

次に、東公民館関係について申し上げます。東公民館中期講座として、7月にはフラダンス無料体験、9月には手軽にできるリンパマッサージを開催し、さらに小学生を対象とした夏休みいろいろ探険隊を8月8日から10日までの3日間開催し、物づくり体験や料理づくり、札幌市民防災センターでの防災学習を行うなど、延べ47名の小学生が参加し、学びとともに夏休みの思い出となりました。

次に、社会体育関係について申し上げます。市民プールにおいて、7月10日から13日までの4日間にわたり、一般向けの水泳教室を開催するとともに、7月31日から8月3日までの4日間にわたり、小学生を対象とした子供水泳教室を開催し、16名の参加がありました。また、8月27日には実業団女子バレーボールチームのJTマーヴェラスによる中学生を対象としたバレーボール教室が芦別市において開催され、赤平市からも赤平中学校、赤平中央中学校の両校の生徒が参加し、技術を学びました。また、赤平パークゴルフ場につきましては、今年の豪雨による被害によって3コース中Cコースのみの使用となっておりますが、Bコースの災害復旧作業が完了し、7月1日から使用可能となりました。9月2日には、虹ヶ丘球場において子供野球教室を開催し、北海道日本ハムファイターズアカデミーグループの元プロ野球選手2名の指導のもと、小学生30名が参加し、技術などを学びました。

以上、教育行政の概要についてご報告をさせていただきましたが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 日程第5 報告第23号平成28年度決算に基づく赤平市健全化判断比率の報告について、日程第6 報告第24号平成28年度決算に基づく赤平市資金不足比率の報告についてを一括議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（尾堂裕之君） 〔登壇〕 報告第23号平成28年度決算に基づく赤平市健全化判断比率の報告についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成28年度決算に基づく赤平市健全化判断比率を監査委員の意見をつけて次のおりご報告させていただきます。

初めに、実質赤字比率につきましては、一般会計等におきまして繰上充用額等が生じていないことから、比率は発生しておりません。

次に、連結実質赤字比率につきましても平成22年度決算以降連結赤字額は発生しておらず、平成28年度決算においても比率は発生しておりません。

次に、実質公債費比率につきましては、平成27年度で公立病院特例債の償還が終了したため17.6%となり、前年度より1.2%の減少となっております。

次に、将来負担比率につきましては、あかびらガンバレ応援基金など基金残高の増額、また過疎対策事業債の残高増加による普通交付税基準財政需要額算入見込み額の増額により116.2%となり、前年度より2.1%の減少となっております。

今後も財政4指標につきましては、引き続き財政健全団体を維持するよう努めてまいります。

次に、報告第24号平成28年度決算に基づく赤平市資金不足比率の報告についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成28年度決算に基づく赤平市資金不足比率を監査委員の意見をつけて次のおりご報告させていただきます。

資金不足比率につきましては、経営努力や一般会計繰入金等によって水道事業会計、病院事業会計、下水道事業特別会計並びに土地造成事業特別会計の4会計全てにおいて引き続き資金不足比率は発生しておりません。

以上、報告第23号及び第24号につきまして一括してご報告申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありません

か。

(「なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第23号、第24号については、報告済みといたします。

○議長(北市勲君君) 日程第7 報告第25号専決処分の報告について、日程第8 報告第26号専決処分の報告について、日程第9 報告第27号専決処分の報告について、日程第10 報告第28号専決処分の報告についてを一括議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(熊谷敦君) [登壇] 報告第25号から報告第28号まで一括してご説明申し上げます。

指定されております専決処分事項のうち、第2項の市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁に関することに基づき、市営住宅の滞納家賃の支払いの請求に関する裁判上の和解及び滞納家賃等の支払いの請求に関する訴えの提起につきまして専決処分を行いましたことから、議会にご報告するものでございます。

それぞれ専決処分書でご説明申し上げます。

最初に、報告第25号でございますが、市営住宅の滞納家賃の支払いの請求に関する裁判上の和解につきまして専決処分を行ったもので、件数は1件で、和解の内容といたしましては、相手方が市営住宅の家賃13万8,000円を滞納しておりましたことから、平成29年5月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いました。しかし、その後相手方が分割払いを希望するといたしまして督促異議の申し立てがございましたことから訴訟に移行したもので、この間に支払いのありました6万9,000円と新たに納期を経過した1カ月分の家賃1万1,500円を相殺する申し立てを行い、請求額を8万500円と改めた上で平成29年6月13日、口頭弁論に出頭いたしましたところ、平成29年7月から1万1,500円ずつ毎月末日に

限り持参または送金して支払うことで裁判上の和解をしたもので、平成29年6月13日に専決したものでございます。

次に、報告第26号でございますが、市営住宅の滞納家賃の支払いの請求に関する裁判上の和解につきまして専決処分を行ったもので、件数は1件で、和解の内容といたしましては、相手方が市営住宅の家賃33万6,000円を滞納しておりましたことから、平成29年5月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いました。しかし、その後相手方が分割払いを希望するといたしまして督促異議の申し立てがございましたことから訴訟に移行したもので、この間に新たに納期を経過した1カ月分の家賃2万4,000円を加える申し立てを行い、請求額を36万円と改めた上で平成29年6月16日、口頭弁論に出頭いたしましたところ、平成29年6月から2万4,000円ずつ毎月末日に限り持参または送金して支払うことで裁判上の和解をしたもので、平成29年6月16日に専決処分したものでございます。

次に、報告第27号でございますが、市営住宅の滞納家賃の支払いの請求に関する裁判上の和解につきまして専決処分を行ったもので、件数は1件で、和解の内容といたしましては、相手方が市営住宅の家賃26万2,700円を滞納しておりましたことから、平成29年5月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いました。しかし、その後相手方が分割払いを希望するといたしまして督促異議の申し立てがございましたことから訴訟に移行したもので、この間に新たに納期を経過した1カ月分の家賃2万7,700円を加える申し立てを行い、請求額を29万400円と改めた上で平成29年6月23日、口頭弁論に出頭いたしましたところ、相手方が事実を争わなかったことから民事訴訟法第275条の2に基づき、滝川簡易裁判所より平成29年7月から3万円ずつ毎月末日に限り持参または指定した口座に振り込んで支払うことを内容といたしました和解にかわる決定を受けたもので、この決定に対し相手方より適法な異議の申し立てがないときはこの決定が裁判上の和解と同一

の効力を有することとなっているもので、平成29年6月23日に専決処分したものでございます。

次に、報告第28号でございますが、市営住宅の滞納家賃等の支払いの請求に関する訴えの提起につきまして専決処分を行ったもので、訴えの件数は1件で、訴えの内容といたしましては、相手方が市営住宅家賃等40万1,370円を滞納しておりましたことから、平成29年5月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いました。その後相手方より仮執行宣言の異議申し立て期間において分割納付を趣旨とした督促異議の申し立てがございましたことから訴訟に移行したもので、この間に新たに納期を経過した2カ月分の家賃等8万8,645円を加える請求の拡張申し立てを行い、平成29年8月2日に専決処分をしたものでございます。

なお、平成29年8月2日に口頭弁論に出頭いたしました。相手方が出頭せず、答弁書、その他の準備書面も提出しなかったことから、相手方が請求原因事実を争うことを明らかにしないものとして、これを自白したものとみなし、仮執行宣言つき支払い督促を認める8万8,645円及びこれに対する平成29年7月19日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払い、異議申し立て後の訴訟費用は被告の負担とする。この判決は、拡張申し立てに限り仮に執行宣言することができるとして判決を言い渡されたところであります。

以上、報告第25号から第28号まで一括してご説明申し上げます。ご了承賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第25号、第26号、第27号、第28号については、報告済みといたします。

○議長（北市勲君） 日程第11 議案第234号専決処分の承認を求めることについて（平成29年度赤平市一般会計補正予算）を議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（尾堂裕之君）〔登壇〕 議案第234号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

別紙をお願いいたします。専決処分書として、平成29年度赤平市一般会計補正予算（第2号）につきましては、特に緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により平成29年8月8日付をもって専決するものであります。

記といたしまして、平成29年度赤平市一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

一般会計補正予算（第2号）につきましては、第1条で歳入歳出にそれぞれ30万円を追加し、予算の総額を104億8,736万6,000円とするものであります。

事項別明細書6ページをお願いいたします。初めに、歳出ですが、2款1項1目一般管理費30万円の増額は、北海道滝川西高等学校が北北海道代表として第99回全国高等学校野球選手権大会へ出場することに伴い、同校野球部の大会における活躍を願い、同校甲子園出場協賛会に対し寄附するものであります。

戻りまして、4ページをお願いいたします。本補正の歳入といたしまして、繰越金を同額補正するものであります。

以上、議案第234号につきましてご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

竹村議員。

○4番（竹村恵一君） ただいまの補正について、補正を出したことについては何ら異議を申し立てるわけではございませんが、考え方についてお聞きしておきたいと思えます。

まず、寄附に至った考え方や経緯についてと、それから金額の考え方、それと今後同じような状況になった場合、本市としてはどのように考えているのかというのをお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（北市勲君） 副市長。

○副市長（伊藤嘉悦君） まず、1点目の寄附に至った経緯でございますが、滝川西高等学校には本市から合計で64名の生徒が通っておりまして、うち野球部員につきましては3名、この内訳につきましてはレギュラー1名、ベンチ入り1名、ほか1名という状況でございますが、本市の学生が多く通っていることから滝川西高等学校の甲子園出場について非常に喜ばしいということでございますが、並びに他市との状況を見ましたときに、他市においても西高等学校に通われている地区から野球部に対しての、協賛会に対しての寄附があったということで、本市において協賛会から要請がございましたので、それで寄附をするということに至ったわけでございます。

それと、金額につきましては他市と同調するというので、他市の大半が30万ということでございましたので、それに合わせさせていただきました。

あと、今後の同じような状況があった場合どうするのかということでございますが、それについては本市だけの判断ではなく、やはり他市とも歩調を合わせながら、また赤平の子供たちが活躍する状況を見ながら検討してまいりたいというふうに思えます。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君） 経緯、金額については納得するところでございます。

今後についてというところですが、本市については高校がございませんので、他市の高校に通

う生徒さんが間違いなく今後もいるということになります。そういった中で、今回甲子園に出場ということでスポーツ関係、ほかでいうと文化関係等も全国大会、全道大会等いろいろ考えられるところがあると思えます。そのときに何らかの一定の決まりというか、考えがなければ、そういうときに対応するのは、その都度変化が出てきてしまうと思うのですけれども、今他市と合わせて考えていくという今後の考え方でしたけれども、本市としてはそういう考え方を1つしっかり持っているというのはしていかないのかどうか、もう一度だけ聞いておきたいと思えます。

○議長（北市勲君） 副市長。

○副市長（伊藤嘉悦君） 確かに全国大会というのは、文化系も体育系も含めてございますので、それらについてのどういう助成ができるのかということもございまして、今回は急遽のこととございまして、このような専決処分という形をとらせていただきましたが、今後についてはいろいろな形での全国大会の出場を含めまして検討していきたいというふうに思えますので、ある程度の一定ラインをつくりたいというふうに考えております。

○議長（北市勲君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第234号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第234号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第234号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認されました。

○議長(北市勲君) 日程第12 議案第235号赤平市コミュニティセンター条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(熊谷敦君) [登壇] 議案第235号赤平市コミュニティセンター条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

かねてより町内会等から要望もありまして、旧平岸小学校に高齢者コミュニティセンターを移し、防災備蓄の倉庫や運動場を備えておりますことから、指定管理しております地域コミュニティセンターと区分いたしまして平岸コミュニティセンターとし、また同時に平岸児童センター、平岸連絡所の機能も同センターに移設し、整備を進めているところでございますが、このことに伴いまして条例を改正するものでございます。

条例改正の内容につきましては、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

初めに、赤平市コミュニティセンター条例の一部改正でございますが、第2条につきましてはセンターの名称及び位置を規定してございますが、表に平岸コミュニティセンターの規定を追加するものです。

第4条につきましては、センターを使用することができるものを規定してございますが、運動場がありますことから市内におけるスポーツ・レクリエーション活動を行う団体に係る号を加えるなど改めるものです。

第7条につきましては、使用料の免除等につきま

して規定してございますが、第4条の改正に伴いまして字句を改めるものです。

別表につきましては、施設ごとの使用料を定めてございますが、平岸コミュニティセンターの規定を追加するものです。

次に、附則でございますが、第1項といたしまして、この条例は、平成29年11月1日から施行するとして、この条例は、平成29年11月1日から施行するとして、平岸児童センターを平岸児童館といたしまして旧平岸小学校に移設いたしますことから赤平市児童館条例の所要の改正を行い、第3項といたしまして、同様に高齢者コミュニティセンターを旧平岸小学校に移設し、平岸コミュニティセンターとして管理いたしますことから、別表中の高齢者コミュニティセンターに係る規定を削除するため、赤平市地域コミュニティセンター条例の一部改正を行うものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(北市勲君) 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。木村議員。

○1番(木村恵君) 今の件なのですが、まず1点、今まで旧平岸小学校に関しては体育館のことを運動場と説明がありまして、今の提案説明でも運動場という説明があったのですが、別表の第6条関係の表、参考資料2ページのところ、これでは体育室となっておりますが、今後は体育室で統一をされるのかどうか。説明のたびに運動場であったり、体育室であったりということだとわかりづらいと思うので、その確認と、もう一点、使用料が1時間550円となっている体育室ですが、こちらは中学生以下は無料で使用ができるのか。

それと、もう一点なのですが、平岸児童センター、あと高齢者コミュニティセンターは10月31日には閉鎖ということになると思いますが、連絡所に関しては条例がありません。規則等での改正だけなのか。

以上、お聞きします。

○議長（北市勲君） 市民生活課長。

○市民生活課長（町田秀一君） 質問3点ばかりあったと思いますけれども、まず運動場の名称につきましては旧平岸小学校でございましたことから運動場と名乗っていたところがございますけれども、今後は体育室ということで名称を統一させていただきたいというふうに思っております。

なお、中学生以下の使用料でございますけれども、他の社会体育施設と同様、これに関しては無料という形の中で進めさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

もう一つ、支所、平岸連絡所のことでございますけれども、平岸連絡所につきましては別に平岸支所設置条例施行規則というところで平岸連絡所については定めてございます。その改正の中で場所等について規定させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君） 理解しました。

あと1点、その閉鎖に関してなのですが、現在の高齢者コミュニティセンター、あと連絡所、あと児童センター、10月いっぱいでは使えなくなるということで、住民への周知のほうなのですが、どのように考えているかお聞きします。

○議長（北市勲君） 市民生活課長。

○市民生活課長（町田秀一君） もちろん広報等でもお知らせしたいと思いますけれども、議会で説明させていただいた後に決定次第、各施設の中でもこういった形でいきますということで広報させていただければなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（北市勲君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第235号につ

いては、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（北市勲君） 日程第13 議案第236号赤平市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（熊谷敦君）〔登壇〕 議案第236号赤平市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法におきまして市町村等が法に定められていない独自の行政サービスを実施している事務において個人番号を利用する場合等におきましては条例で定めることとされておりますが、子ども医療費の助成に関する事務、ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務及び重度心身障害者の医療費の助成に関する事務につきましては本年度システムを入れ替え、処理していくことを予定しており、システム上、利用する特定個人情報を規定するため、本条例の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、別紙参考資料の対照表によりご説明いたします。

別表第2につきましては、庁内の同一機関内で特定個人情報の連携を行う場合の事務について定めてございますが、さきに申し上げましたとおり子ども医療費の助成に関する事務、ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務及び重度心身障害者の医療費の助成に関する事務で利用する特定個人情報につきましてシステムで利用する特定個人情報とするため、19の項には字句を加え、21から23の項を改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から

施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。
ただいま議題となっております議案第236号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（北市勲君） 日程第14 議案第237号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（熊谷敦君）〔登壇〕 議案第237号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

職員の退職手当の支給のため、本市におきましては北海道市町村職員退職手当組合に加入しているところでありますが、平成29年6月1日に西胆振消防組合が火葬場に関する事務の追加により、また平成29年8月1日に江差町ほか2町学校給食組合が構成する3町のうち厚沢部町の脱退により、それぞれ名称を変更したことに伴い、当該規約の一部を改正する必要がありますことから、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるとでございます。

規約の変更内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

さきにご説明させていただきましたとおり、事務の追加や構成団体の変更により名称が変更になりました一部事務組合がありますことから、別表（2）、一部事務組合及び広域連合の檜山管内の項中、江差町ほか2町学校給食組合を江差町・上ノ国町学校給食組合に改め、胆振管内の項中、西胆振消防組合を西胆振行政事務組合に改めるものでございます。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法第

286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。
（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第237号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第237号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。
（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。
これより、議案第237号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（北市勲君） 日程第15 議案第242号平成28年度赤平市一般会計決算認定について、日程第16 議案第243号平成28年度赤平市国民健康保険特別会計決算認定について、日程第17 議案第244号平成28年度赤平市後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程第18 議案第245号平成28年度赤平市土地造成事業特別会計決算認定について、日程第19 議案第246号平成28年度赤平市下水道事業特別会計決算認定について、日程第20 議案第247号平成28年度赤

平市霊園特別会計決算認定について、日程第21 議案第248号平成28年度赤平市用地取得特別会計決算認定について、日程第22 議案第249号平成28年度赤平市介護サービス事業特別会計決算認定について、日程第23 議案第250号平成28年度赤平市介護保険特別会計決算認定について、日程第24 議案第251号平成28年度赤平市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について、日程第25 議案第252号平成28年度赤平市病院事業会計決算認定についてを一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（尾堂裕之君）〔登壇〕 議案第242号平成28年度赤平市一般会計決算認定につきまして、各会計決算報告書にて提案の趣旨をご説明申し上げます。

各会計決算報告書の4ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。本市においては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政4指標は全て健全段階を維持する結果となっておりますが、歳入については景気回復の影響などにより地方税が増額したものの、国勢調査人口減少などにより地方交付税が減少し、歳出については公立病院特例債の償還終了などにより繰出金が減少したものの、統合中学校建設事業など公共建設事業費が増加しております。こうした中、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略に基づく人口減少対策に関する施策を最優先に推進するとともに、第5次赤平市総合計画に基づく産業振興、少子化対策、住環境整備の重点プロジェクトを中心とした地域振興に努めてまいりました。総合戦略としては、人材育成・定住促進奨学金や持ち家住宅建設事業補助金、医療費無料化を高校生以下に拡大、高校等通学費助成などの各種施策を実施いたしました。また、総合計画の重点プロジェクトとして、産業振興では地元産業の育成強化、消費拡大に努めるために企業振興促進事業、農業後継者サポート事業などの各種事業を実施し、少子化対策では保育所保育料の50%

軽減、社会教育施設等利用料の無料化、インフルエンザワクチン接種費用の一部助成などを実施し、住環境整備では福栄地区10号棟1棟8戸の建設、吉野第一団地4棟86戸建設に向けた基本設計のほか、道路、公園の整備、あんしん住宅等の各種助成事業を実施いたしました。そのほか、教育環境整備に向けた統合中学校の実施設計、グラウンド整備を行いました。

一般会計決算の主な状況につきましては、歳入として臨時財政対策債を含む地方交付税は43億9,000万円、対前年度比4.7%の減となりましたが、歳入総額の46.3%を占めております。また、繰入金はいかびらガンバレ応援基金やいかびら創生基金の活用により2億4,000万円、対前年度比78.0%の増となりました。

歳出では、公立病院特例債の償還終了などにより性質別でいう補助費等が15億4,000万円、対前年度比33.0%の減、統合中学校建設事業や災害復旧事業などの実施により投資的経費が13億円、対前年度比81.9%の増となりました。

結果、歳入総額94億7,784万3,284円、歳出総額91億9,154万8,564円となり、差引額2億8,629万4,720円のうち1億3,500万円を減債基金に積み立て、1億5,129万4,720円を翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第243号平成28年度赤平市国民健康保険特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

66ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。平成27年度において国民健康保険事業財政調整基金へ2億3,044万5,000円を積み立てたことにより歳入では繰越金、歳出では基金積立金が前年度に比較して大幅に減少しております。その他、歳入につきましては被保険者数及び保険給付費の減少などにより国民健康保険税は対前年度比6.1%の減、療養給付費交付金は対前年度比65.9%の減、前期高齢者交付金は対前年度比8.9%の減、共同事業交付金は対前年度比9.2%の減となりまし

た。その他、歳出につきましては被保険者数の減少などにより保険給付総額では対前年度比6.1%の減、共同事業拠出金は対前年度比7.0%の減となりました。

結果、歳入総額18億5,959万519円、歳出総額18億850万1,204円となり、差引額5,108万9,315円のうち2,600万円を国民健康保険事業財政調整基金に積み立て、2,508万9,315円を翌年度に繰り越したところであります。

次に、議案第244号平成28年度赤平市後期高齢者医療特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

72ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。歳入につきましては後期高齢者医療保険料が68.6%、一般会計繰入金が31.0%を占め、歳出につきましては後期高齢者医療広域連合納付金が95.4%を占めたところであります。

結果、歳入総額2億3,409万6,315円、歳出総額2億3,356万7,285円となり、差引額52万9,030円は翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第245号平成28年度赤平市土地造成事業特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

76ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。分譲状況については翠光分譲地が3区画、美園分譲地が1区画、福栄分譲地が2区画とそれぞれ未売却地として残ったところであります。

結果、歳入総額146万2,892円、歳出総額ゼロ円となり、本会計は平成28年度末をもって廃止することから、差引額146万2,892円全額を財政調整基金へ積み立てし、事業を一般会計へ移行するものであります。

次に、議案第246号平成28年度赤平市下水道事業特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

79ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。汚水管総延長は8万3,471.10メートル、雨水管は210.75メートルの布設

を行い、雨水管総延長は1万1,230.81メートル、汚水整備率は認可面積に対して79.12%となったところです。また、下水道普及率は85.29%となり、4,297戸が水洗化し、水洗化率は77.65%となっております。

結果、歳入総額5億9,434万3,462円、歳出総額5億7,954万2,408円となり、差引額1,480万1,054円は翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第247号平成28年度赤平市霊園特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

93ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。赤平霊園及び赤平第二霊園と合わせて1,240区画を管理しており、平成28年度は赤平霊園1区画、赤平第二霊園2区画、合計3区画の貸し付けを行ったところであります。

結果、歳入総額349万8,873円、歳出総額349万2,222円となり、差引額6,651円は翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第248号平成28年度赤平市用地取得特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

98ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。平成9年度、10年度の2カ年で公共用地を先行取得し、平成8年度から12年度までの5カ年で炭鉱跡地を取得しており、その際の起債の元利償還を行ったところであります。

結果、歳入総額4,531万9,146円、歳出総額4,531万8,644円となり、差引額502円は翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第249号平成28年度赤平市介護サービス事業特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

103ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。愛真ホームの短期入所者は7人、施設入所者は56人となりました。なお、愛真ホームは平成28年度末をもって民間移譲したところであります。また、地域包括支援センターにおけるサービス計画費請求件数は、延べ1,325件となったところであります。

結果、歳入総額 2 億 7,041 万 2,667 円、歳出総額 2 億 6,276 万 3,180 円となり、差引額 764 万 9,487 円は翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第 250 号平成 28 年度赤平市介護保険特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

107 ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。介護保険給付事業はサービス受給者数の増加により対前年度比約 2.8% の増加となり、第 1 号被保険者数は平成 28 年度末で 4,816 人、要介護、要支援認定者数は 969 人となりました。また、地域支援事業は介護予防事業として機能向上プログラムや運動教室かえでなど各種教室、講演、講座、包括的支援事業として日常生活や介護に関する総合相談支援や虐待対応など権利擁護業務等を行ったところであります。

結果、歳入総額 14 億 8,203 万 5,832 円、歳出総額 14 億 4,891 万 898 円となり、差引額 3,312 万 4,934 円のうち 1,656 万 3,000 円を介護給付費準備基金に積み立て、1,656 万 1,934 円を翌年度に繰り越したところであります。

次に、議案第 251 号平成 28 年度赤平市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定につきましてご説明申し上げます。

平成 28 年度赤平市水道事業会計決算書の 8 ページをお願いいたします。決算の概況、総括事項であります。主な建設改良事業として市街地配水管布設工事、大町 1 丁目配水管布設工事などを行いました。給水収益につきましては、人口減等の理由により前年度と比較すると減収となり、営業収益においても減収となりました。水道事業費用につきましては、営業費用における修繕料や工事請負費等の増並びに 8 月の大雨災害による特別損失の支出はありましたが、前年度と比較すると減額となりました。

結果、前年度と比較して水道事業収益全体では 2,991 万 5,891 円の減、水道事業費用全体では 2,184 万 5,575 円の減となり、災害による特別損失はありましたが、収益的収支は 3,808 万 1,938 円の純利益となりました。

9 ページをお願いいたします。平成 28 年度の決算状況であります。収益的収入及び支出は収入 3 億 3,641 万 7,958 円、支出 2 億 9,836 万 6,020 円、差し引き 3,808 万 1,938 円の純利益となり、前年度繰越利益剰余金を加えて当年度未処分利益剰余金は 7 億 5,039 万 9,066 円となったところ です。

資本的収入及び支出は、収入 1 億 2,422 万 6,596 円、支出 2 億 1,596 万 7,953 円、差し引き 9,174 万 1,357 円の不足となり、この不足額につきましては過年度分損益勘定留保資金で補填したところであります。

戻りまして、5 ページをお願いいたします。剰余金の処分に関しましては、当年度未処分利益剰余金が 7 億 5,039 万 9,066 円となっており、平成 28 年度純利益 3,808 万 1,938 円のうち 1,000 万円を利益積立金に積み立て、処分後残高の繰越利益剰余金を 7 億 4,039 万 9,066 円とするものであります。

次に、議案第 252 号平成 28 年度赤平市病院事業会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

平成 28 年度赤平市病院事業会計決算書の 11 ページをお願いいたします。事業報告書であります。平成 28 年度は病棟跡地外構整備工事が完成し、電子カルテが本格稼働、4 月よりそらねっとがスタートしました。一方、医療スタッフ体制は常勤医師において内科医 1 名が退職となりましたが、10 月より新たな内科医が着任しました。

医業収益は、対前年度比で入院患者が全体で 57 人の減少となりましたが、入院収益は 921 万 6,000 円の増額となり、また外来患者は 5,964 人の減少となり、外来収益は 2,066 万 7,000 円の減額となったところ です。医業費用は、対前年度比 2 億 4,073 万円の減額となったところ です。また、公営企業会計の制度改正の影響で特別利益において 3 億 3,291 万 7,000 円の大幅な減額が見られております。資本的事業では、支出において 5 億 581 万円の減少となりましたが、病棟跡地外構整備工事のほか、X T V ・調剤室・心電図室冷暖房機更新工事や各種医療機器を更新しました。

12 ページをお願いいたします。次に、損益勘定に

ついてですが、収益的収支は収益22億3,568万6,293円に対し、費用21億5,164万4,862円で差し引き8,404万1,431円の純利益となりました。

資本勘定についてですが、資本的収支は収入3億3,906万2,000円に対し、支出3億7,163万576円で3,256万8,576円の収支不足が生じ、この不足額は過年度分損益勘定留保資金で補填したところであります。

以上、議案第242号から第252号まで一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第242号、第243号、第244号、第245号、第246号、第247号、第248号、第249号、第250号、第251号、第252号については、7人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、本案については、7人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、若山議員、伊藤議員、御家瀬議員、植村議員、竹村議員、五十嵐議員、木村議員、以上7名を指名いたします。

○議長（北市勲君） 日程第26 議案第253号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊島好孝君）〔登壇〕 議案第253号教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

現在赤平市教育委員会委員としてご活躍いただいております坪谷嗣香氏は、平成29年9月30日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を赤平市教育委員会委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるところでございます。

記といたしまして、坪谷嗣香、生年月日、昭和48年7月19日、現住所、赤平市茂尻元町南3丁目43番地でございます。

坪谷嗣香氏の経歴につきましては別紙参考資料のとおりでございますが、赤平市教育委員として適任と考えますので、ご同意賜りますようよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第253号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第253号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第253号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案どおり同意されました。

○議長(北市勲君) 日程第27 議案第254号赤平市
固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題
といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(菊島好孝君) [登壇] 議案第254号赤平市
固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、
提案の趣旨をご説明申し上げます。

現在赤平市固定資産評価審査委員会委員であります
六田孝男氏は、平成29年9月30日をもちまして任期を
満了いたしますが、引き続き同氏を赤平市固定
資産評価審査委員会委員として選任いたしたく、地
方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求
めるものでございます。

記といたしまして、六田孝男、生年月日、昭和35
年1月22日、現住所、赤平市共和町197番地でござい
ます。

六田孝男氏の経歴につきましては別添参考資料の
とおりでございますが、赤平市固定資産評価審査委
員会委員として適任と考えますので、ご同意賜りま
すようよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(北市勲君) これより、質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております
議案第254号については、会議規則第36条第3項の
規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第254号については、委員会の付託を
省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第254号について採決をいたしま
す。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませ
んか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり同意されました。

○議長(北市勲君) お諮りいたします。

委員会審査のため、あす12日、1日休会いたした
いと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、あす12日、1日休会することに決しまし
た。

○議長(北市勲君) 以上をもって、本日の日程は
全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(午前11時43分 散会)

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)